

特許庁告示 第 2010-9 号、2010.04.28、一部改正

第 1 条(目的) この告示は、「特許法」第 61 条、「実用新案法」第 15 条、「特許法施行令」第 9 条ないし第 10 条及び「実用新案法施行令」第 5 条ないし第 6 条等の規定による優先審査の申請に関する事項を定めることを目的とする。

第 2 条(用語の定義) この告示で使用する用語の定義は、次の通りである。

- 1.“出願”とは、特定出願及び実用新案登録出願('99. 6.30.以前又は'06.10.1.以降に出願された実用新案登録出願をいう)をいう。
- 2.“第三者”とは、出願をしなかった者で、該当発明(考案を含む。以下同じ)に関する実施許諾を得ていない者をいう。
- 3.<削除>
- 4.‘綠色技術’とは、「低炭素綠色成長基本法」第 2 条第 3 号による技術をいう。

第 3 条(優先審査の申請人) 出願がある時には、誰でも特許庁長にその出願に関して優先審査の申請を行うことができる。但し、第 4 条第 2 号二目の規定による出願に関しては、国家又は当該地方自治団体(国・公立学校内に設置された技術移転・事業化専担組織を含む)のみが優先審査の申請を行うことができる。<改正 2008.9.30>

第 4 条(優先審査の申請対象) 優先審査の申請対象は、審査請求がある出願であって、次の各号のいずれか一つに該当する出願に限る。

- 1.出願公開後、第三者が業として出願された発明を実施しているものと認められる出願
- 2.優先審査の申請をしようとする者が出願された発明に関して直接先行技術を調査し、その結果を特許庁長に提出した場合であって、次の各目のいずれか一つに該当し、緊急処理が必要な出願
 - イ.防衛産業分野の出願であって「防衛産業法」第 34 条、同法施行令第 39 条、同法施行規則第 27 条及び同法施行規則第 28 条で規定している防衛産業物資又はその製造方法に関する出願
 - ロ.綠色技術と直接関連した特許出願であって、次のいずれか一つに該当する特許出願
 - (1)「低炭素綠色成長基本法」第 32 条及び同法施行令第 19 条によって綠色技術認証を受けた特許出願
 - (2)「低炭素綠色成長基本法」第 32 条及び同法施行令第 19 条によって綠色専門企業として確認を受けた企業の特許出願
 - (3)「低炭素綠色成長基本法」第 31 条によって国家又は地方自治体の補助金支援を受けた出願人の特許出願
 - (4)「低炭素綠色成長基本法」29 条及び同法施行令第 16 条によって設立された綠色産業投資会社の投資を受けた出願人の特許出願
 - (5)「低炭素綠色成長基本法」第 34 条及び同法施行令第 22 条によって造成された綠色技術・綠色産業集積地及び団地内に入居した出願人の特許出願

(6)その他国家政策と連携して金融支援又は認証を受けた特許出願

ハ.輸出促進に直接関連した出願

ニ.国家又は地方自治団体の職務に関する出願(「高等教育法」による国・公立学校の職務に関する出願であって「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第 11 条第 1 項により国・公立学校内に設置された技術移転・事業化専担組織による出願を含む)〈改正 2008.9.30〉

ホ.「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」第 25 条の規定によりベンチャー企業の確認を受けた企業の出願、又は「中小企業技術革新促進法」第 15 条の規定により技術革新型中小企業として選定された企業の出願(出願された発明がベンチャー企業又は技術革新型中小企業の業種と関連性があり該当出願の最初の出願時に出願人の少なくとも 1 人がベンチャー企業又は技術革新型中小企業に該当する場合に限定する)

ヘ.国家の新技术開発支援事業の結果物に関する出願であって、次のいずれか一つに該当する事業の主管機関又は参与機関が当該事業に関する国家機関の長と締結した事業計画書に従って技術開発を推進した結果に関して行った出願

(1)「産業技術革新促進法」第 2 条による産業技術革新事業〈改正 2008.9.30〉

(2)「中小企業技術革新促進法」第 10 条第 1 項の規定による技術革新事業

(3)「エネルギー基本法」第 12 条の規定によるエネルギー技術開発事業

(4)「新エネルギー及び再生エネルギー開発・利用・普及促進法」第 11 条の規定による新・再生エネルギー技術開発事業

(5)削除

(6)「情報通信産業振興法」第 8 条の規定による情報通信技術開発事業

(7)削除

(8)「科学技術基本法」第 11 条の規定による国家研究開発事業

(9)其他国家が遂行する新技术開発支援事業

ト.国家の品質認証事業の結果物に関する出願であって、「産業技術革新促進法」第 16 条及び同法施行令第 18 条の規定により新製品の認証を受けた製品、又は「技術開発促進法」第 6 条及び同法施行令第 9 条の規定により新技术の認定を受けた技術に関する出願

チ.条約による優先権主張の基礎となる出願であって、当該出願を基礎とする優先権主張により外国特許庁で特許に関する手続が進行中である出願

リ.出願人が出願された発明を業として自己実施中であり、又は自己実施準備中である出願(「部品・素材専門企業等の育成に関する特別措置法施行規則」第 6 条の規定により部品・素材技術開発専門企業の確認を受けた企業の出願であって、出願された発明が部品・素材技術開発専門企業の業種と関連性があり、該当出願の最初の出願時に出願人の少なくとも 1 人が部品・素材技術開発専門企業である場合には、出願人が出願された発明を業として実施中か実施準備中の出願とみなす)

ヌ.「電子取引基本法」第 2 条で規定している電子取引を促進する電子取引を促進する電子取引関連出願であって、電子取引と直接関連した次のいずれか一つに該当する出願

(1)電子取引において取引方法に関する特許出願

(2)電子取引のための電子貨幣又は決済技術に関する出願

(3)電子取引のための保安又は認証技術に関する出願

(4)その他電子取引の促進のために特別に優先審査すべき必要性が認められる出願

ル.出願と同時に審査請求をし、その出願後2ヶ月以内に優先審査の申請がある実用新案登録出願
ヲ.「地域特化発展特区に対する規制特例法」第36条の8により規制特例が適用された特化産業と直接関連した特許出願

ワ.「先端医療複合団地指定及び支援に関する特別法」第26条により規制特例が適用される入居医療研究開発機関が提出した先端医療複合団地内の医療研究開発と関連した特許出願<新設 2008.9.30>
カ.公害防止又は除去が主目的の出願であって、次のいずれか一つに該当する環境汚染防止施設又はその施設が目的としている環境汚染防止方法に関する出願

(1)「騒音・震動規制法」第2条及び同法施行規則第3条で規定している騒音震動防止施設、防音施設又は防塵施設

(2)「水質及び水生生態系保全に関する法律」第2条及び同法施行規則第7条による水質汚染防止施設

(3)「大気環境保全法」第2条及び同法施行規則第6条で規定している大気汚染防止施設

(4)「廃棄物管理法」第2条、同法施行令第5条で規定している廃棄物処理施設

(5)「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第2条及び同法施行規則第3条による資源化施設、浄化施設又は公共処理施設

(6)「資源の節約と再活用促進に関する法律」第2条及び同法施行規則第3条で規定している再活用施設

(7)「下水道法」第2条による公共下水処理施設、糞尿処理施設、中水道又は個人下水処理施設

3.特許庁長が次の各目のいずれか一つに該当する外国(以下‘相手国’という)の外国特許庁長と優先審査することに合意した特許出願であって、相手国が最初の特許出願(相手国の国内段階に進入した優先権主張がないPCT出願を含む)を基礎として大韓民国に出願した条約による優先権主張特許出願、又は大韓民国と相手国の国内段階に全て侵入した優先権主張がないPCT出願に該当し、別表の該当証票書類を添付した場合

イ.日本

ロ.アメリカ

ハ.デンマーク

ニ.イギリス

ホ.カナダ

ヘ.ロシア

ト.フィンランド

チ.ドイツ

第5条(優先審査の申請手続) ①優先審査の申請人は、次の各号の手続により優先審査の申請をしなければならない。<改正 2008.9.30>

1.優先審査の申請人は、「特許法施行規則」別紙第22号書式の「優先審査申請書」(以下“優先審査申請書”という)に次の各目の書類及び物件(その根拠となる物件がある場合)を添付して、特許庁顧客サービス課又は特許庁ソウル事務所出願登録サービス課に提出しなければならない。

イ.優先審査申請説明書 1通(別表の優先審査の申請に関する証憑書類添付)

ロ.代理人により手続を行う場合、その代理権を証明する書類 1通

2.優先審査の申請人は、特許庁から優先審査の申請に対する受付番号(納付者番号)の付与を受け、「特許料等の徴収規則」別紙第1号の2書式により優先審査申請料を国庫収納銀行に納付しなければならない。

② 第1項第1号による申請手続きを補完しようとする場合には、「特許法施行規則」別紙第7号書式の電子文書添付書類等物件提出書(提出区分欄中口書類を選択して表示)に書類(見本、物品)を添付して提出しなければならない。但し、電子文書で提出が可能な場合には、別紙第1号書式の優先審査申請関連書類提出書に該当書類を添付して提出することができる。

③優先審査の申請人が第1項によって優先審査を申請しながら第4条第2号ロ目又はカ目中いずれか一つと第4条第4号全てに該当する特許出願であることを理由に他の優先審査申請出願より早く審査を受けようとする場合には、優先審査申込書に「綠色技術と直接関連する特許出願であって先行技術調査依頼された特許出願」であることを表示し、依頼機関及び依頼日を記載して電子文書で提出しなければならない。

第6条(優先審査申請説明書の作成) ①第4条第1号の規定による出願に対して優先審査の申請をする者は、優先審査申請説明書に出願された発明又は考案を第三者が実施した状況を具体的に記載しなければならない。

②第4条第2号による出願に対し優先審査の申請をしようとする者は、別紙第5号書式の優先審査申請説明書に該当書式の記載要領による事項を具体的に書かなければならない。

③第4条第3号による特許出願に対して優先審査の申請をしようとする者は、別紙第2号又は別紙第3号書式の優先審査申請説明書に該当書式の記載要領による事項を具体的に書かなければならない。

④第4条第4号による出願であること理由に優先審査を申請する場合には、優先審査申請書に専門機関に先行技術の調査が依頼された出願であることを表示して、依頼機関及び依頼日を書くことにより第5条第1項1号による優先審査申請説明書に代えることができる。

第7条 削除[2006・9・29]

第8条(再検討期間) 「訓令・例規等の発令及び管理に関する規定」(大統領訓令第248号)によってこの告示後の法令や現実与件の変化等を検討してこの告示の廃止、改正等の措置をしなければならない期限は、2012年8月24日までとする。[新設 2009.8.24]

付 則 <第 2010-9 号、2010.4.28>

①(施行日) この告示は 2010 年 4 月 29 日から施行する。但し、第 4 条第 3 号チ目の改正規定は 2010 年 7 月 1 日から施行する。

②(優先審査の申請対象等に関する適用例) この告示の改正規定は、この告示施行後最初に提出される優先審査申請から適用する。